

## 有価物売払（金属類）単価契約書【電子契約用】

1. 契約名
2. 契約品名及び金額（消費税及び地方消費税は含まない。）

品名	単価
アルミ缶プレス：資源	1 t 当たり 円
スチール缶プレス：資源	1 t 当たり 円
アルミプレス：不燃・破砕	1 t 当たり 円
スチールプレス：不燃・破砕	1 t 当たり 円
一般スクラップ等	1 t 当たり 円

3. 引渡期間 年 月 日から 年 月 日まで
4. 引渡場所 潮来市クリーンセンター（潮来市島須1255番地）
5. 契約保証金 免除

上記の物品の売買について、売主 潮来市長 原 浩道を甲とし、買主を乙として、次の条項により契約を締結する。

### （総則）

第1条 甲及び乙は、頭書の有価物の単価契約に関し、この契約書及び別添「有価物売払（金属類）の単価契約に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）に従いこれを履行しなければならない。

### （権利義務の譲渡）

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができない。

### （所有権の移転、引渡し及び危険負担）

第3条 甲が引渡しした売払い品の所有権は、乙が売払い代金の支払いが完了したとき、甲から乙に移転し、同時にその売払い品は、乙に対し引渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転した後に生じた売払品についての損害は、すべて乙の負担とする。また、所有権が移転する前でも引渡し場所にて引渡しが完了した場合には、それ以後に発生した損害は乙の負担とする。ただし、引渡し場所における引渡し完了とは、甲が1回の計量で発行される計量伝票を受理し、その確認をした時点とする。

### （報告）

第4条 乙は、引渡し重量等を、最終引渡し後10日以内に、甲に報告しなければならない。

### （契約金額の納入）

第5条 乙は、甲による売払品の引渡しが完了したときは、その数量にこの契約書頭書の単価を乗じて算出した金額に消費税及び地方消費税加えて得た額を、甲の発行する請求

書により、請求のあった日から30日以内に納付するものとする。

- 2 前項の金額に1円未満の端数が生じた場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 甲は、第1項の期間内に代金を支払わないときは、この場合、乙は甲に対し納付期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、支払い金額に年2.7パーセントの割合を乗じて計算した額（1円未満の端数がある場合はその端数額を切り捨てる。）を延滞利息として支払わなければならない。

(かし担保)

第6条 乙は、引渡終了後、売払い品の数量不足又は隠れたかしの有ることを発見しても、契約金額の減免もしくは損害賠償の請求又は契約を解除することができない。

(契約内容の変更等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は契約代金の納付を一時中止させることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第8条 契約締結後において、天災事変その他不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれか該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が引渡期間内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないとき、甲が認めるとき。
- (2) 乙が履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (4) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
- (5) 乙からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者をいう。以下この号において同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等又は経営に事実上参加しているものが暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 2 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、既に引渡された数量に対する精算

後、仕様書の売払予定量にこの契約書頭書の単価を乗じて算出した金額の1/10に相当する額を違約金として甲の指定する期限内に支払わなければならない。

3 乙が第2項の違約金を甲の指定する期限内に支払わないときは、甲は乙から遅延日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額を徴収する。

4 甲は第1項の規定により契約を解除したときは、乙の負担した契約の費用を負担しない。

(その他)

第10条 この契約書若しくは仕様書に定めのない事項又は解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議して定める。

この契約を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

年 月 日

甲 茨城県潮来市辻626番地  
潮来市長 原 浩道

乙